

滋賀県環境影響評価技術指針の一部改正の概要

- 環境影響評価制度は、大規模開発事業の際に、事業者が環境影響の予測評価や自主的な環境配慮を求める手続である。
- 本県では、事業者における適正な環境影響評価項目の選定、調査・予測・評価手法の検討、環境保全措置の検討等を促すため、滋賀県環境影響評価技術指針（平成11年滋賀県告示第124号。以下「技術指針」という。）を定めている。
- 環境審議会からの答申を踏まえ、近年、県内でも影響が顕在化している気候変動や生物多様性保全といった課題に対応しつつ、本県の豊かな自然環境と森、里、川、湖のつながりを守り、次世代に引き継ぐ観点から、次のとおり技術指針の一部を改正する。

1 改正の概要

(1) 地域特性および調査・予測・評価の項目について

- 技術指針では、これまで事業者が把握すべき地域特性（社会的状況）として、「土地利用や産業の状況」、「法令等による規制の状況」、「環境保全施策の状況」について把握を求めてきた。
- その一方、近年、「自然共生サイト」のように、企業や個人が保全や管理を行う生物多様性の高い場所についても重要視されるとともに、琵琶湖システム（琵琶湖と共生する農林水産業）や、森林や農地など自然の力を利用した防災・減災機能等の維持・増進にも注目が集まっている。
- このため、計画段階環境配慮事項（配慮書段階）の検討の際に、事業者が把握を求める地域特性として、以下の2点を追加する【第2条の4関係】
 - ・生物多様性の保全およびその持続可能な利用を目的とした民間団体等の取組状況
 - ・環境の保全および自然資源（水・森林・里地里山など）の持続可能な利用ならびに流域治水の推進に関する計画等の内容

(2) 計画段階環境配慮項目および環境影響評価項目等について

- 計画段階環境配慮事項のうち、廃棄物または温室効果ガス等に関して把握を求める「環境影響の負荷の量」を「環境影響の負荷の増減」に改める【第2条の5、別表第1関係】。
- 計画段階環境配慮事項のうち、生態系への影響の観点から把握（調査・予測および評価の手法の検討）を求める自然環境として、「防災・減災機能等を有する自然環境」および「人間活動によって生物多様性の増進が図られている自然環境」を追加する【第2条の6関係】。
- 計画段階環境配慮項目および環境影響評価項目（方法書以降）のうち、廃棄物お

よび温室効果ガス等について把握(調査・予測および評価等)を求める事項として、「廃棄物の最終処分量および再資源化量等の環境負荷の増減」、「エネルギー使用量や二酸化炭素吸収量などの環境負荷の増減」を追加する【第2条の6、第6条関係】。

(3) 環境保全措置について

- 環境保全措置の検討の際に考慮すべき事項に、「流域治水上重要な森林の保全」、「県内産木材等の地域資源の活用」、「気候変動への適応」を追加する【第12条関係】

(4) 環境影響評価図書の作成について

- 条例第53条第2項または同条第3項の規定により、配慮書または方法書の手続を省略した場合には、方法書以降の図書においてその旨を明らかにするものとする【第19条、第20条関係】

(5) その他

- その他、上記の改正に伴う所要の改正を行う【第2条の5、別表2関係】

※上記(1)から(4)に関する詳細や具体例は、「環境影響評価手続マニュアル(令和8年3月改訂)」に記載し、県ホームページで公開する

2 施行期日

- ・ 公布の日(令和8年3月26日)から施行